

<過重労働解消キャンペーン> 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 トラック業界に向けた働き方改革等説明会を開催しました。

過重労働解消に向けた取組を推進するため、各地で説明会を開催しています！

長時間労働の削減等過重労働解消に向けた取組を推進するため、各労働基準監督署では説明会を開催しています。今年度は特に、大臣告示「**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）**」の改正が予定されており、11月には各地で8回の説明会を行いました。

今回、令和4年11月28日に広島中央労働基準監督署と広島県トラック協会様との共催で開催された、トラック運転手を雇用する事業主の皆様に向けた説明会について紹介します。

■ 働き方改革の基本事項

まず、働き方改革の基本事項について説明を行いました。



広島中央労働基準監督署
労働基準監督官



当日は事業者様53社81名の方が出席されました。

■ 助成金等の支援策

最後に、各種助成金の紹介や、広島働き方改革推進支援センターの活用について呼びかけました。



広島働き方改革推進
支援センター 相談員

適用が猶予されていた自動車運転者の時間外労働の上限規制が、2024年4月からは適用され、**年間の上限が原則360時間となり、36協定に特別条項を設けた場合であっても960時間が上限**となります。また、2023年4月1日から中小企業も対象となる月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%となる改正について、説明しました。

■ トラック運転手の改善基準告示の改正

次に、トラック運転手の改善基準告示改正の中間とりまとめについて、改正内容の説明を行いました。



広島労働局監督課
労働時間管理適正化指導員

拘束時間の年間上限が、現行の3,516時間から216時間少ない原則3,300時間となること、1か月の上限が現行の原則293時間から9時間少ない原則284時間となること等、大幅に見直しされる内容について説明しました。

RCCテレビ様に取材していただきました！

説明会には、RCCテレビの記者様が来られ、今回の改正について熱心に取材してくださいました。この様子は、当日夕方のニュースで放送されました。

出席された事業者様の声も取材され、ニュースで流していただきました。



取材対応中の広島労働局監督課労働基準監督官



今後も働き方改革等についての説明会が各地で開催されます。ぜひご活用ください。